

第7次大阪府医療計画

(2018 年度～2023 年度)



©2014 大阪府もずやん

平成 30（2018）年 3 月

大阪府

【医療機関(病院)の名称の記載について】

第 7 次大阪府医療計画における医療機関の名称については、原則、医療法第 7 条に基づいて届けられた「正式名称」を記載しています。

【各医療機関の医療機能(どのような医療を提供しているか)について】

本編の中には、治療ごとの医療提供体制の状況についての記載（例：主要ながんの治療を実施する病院）がありますが、平成 29 年 6 月時点の情報が基本（疾患や治療内容等によって異なる場合があります）となっていますので、最新の情報については下記ホームページをご覧ください。

大阪府ホームページアドレス（第 7 次大阪府医療計画）

： <http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/keikaku/7osakahuiryokeikaku.html>

大阪府医療機関情報システム

： <http://www.mfis.pref.osaka.jp>

大阪府こころの健康総合センターホームページ「こころのオアシス」

： <http://kokoro-osaka.jp/>

2025 年を見据えた医療提供体制の確保に向けて

我が国では、世界に例のない高齢化が進んでおり、中でも大阪府は、高度成長期の人口流入等の影響により、高齢者数の大幅な増加が見込まれています。

超高齢社会の進展に伴い、とりわけ、団塊の世代のすべての方が 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年を見据え、増加・多様化する府民の医療ニーズに応じた、効果的かつ効率的で、切れ目のない医療提供体制の構築や医療と介護との連携促進が喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、第 7 次大阪府医療計画では、可能な限り府民の皆様が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられる社会の実現をめざす、地域包括ケアシステムの構築に向け、介護等と連携した医療体制の充実を、基本的方向性とししました。

また、日本は世界有数の長寿国です。人生 100 年時代の到来が叫ばれる中、誰もが心身ともに健康に生きる、健康長寿の社会づくりが求められています。本計画と同時に改訂・策定した「第 3 次大阪府健康増進計画」、「第 3 期大阪府がん対策推進計画」等の関連計画とも相互に連携し、医療提供体制の充実にあわせ、健康寿命の延伸にも取り組み、安心して暮らし続けることができる大阪の実現をめざします。

そのためには、本計画の取組状況について、地域や府民の視点から効果検証を行いながら、スパイラルアップしていく仕組みを機能させることが重要です。引き続き、大阪府の医療に関わる皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

今回の計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただいた大阪府医療審議会、各二次医療圏における保健医療協議会（地域医療構想調整会議）・関係懇話会・部会等の委員の皆様をはじめ、市町村、関係団体や府民の皆様方には、心からお礼を申し上げます。

平成 30（2018）年 3 月

大阪府知事 松井 一郎

目 次

第 1 章 大阪府医療計画について

第 1 節	大阪府医療計画とは	3
第 2 節	医療制度と医療機関の受診	5
第 3 節	第 6 次計画の評価	8
第 4 節	第 7 次計画の基本的方向性	10

第 2 章 大阪府の医療の現状

第 1 節	医療圏	15
第 2 節	人口	19
第 3 節	人口動態	20
第 4 節	府民の受療状況	26
第 5 節	医療提供体制	31
第 6 節	特定機能病院	41
第 7 節	地域医療支援病院	43
第 8 節	社会医療法人	46
第 9 節	公的医療機関等	49
第 10 節	(地独) 大阪府立病院機構	53
第 11 節	保健所	56
第 12 節	関係機関	58

第 3 章 基準病床数

第 1 節	基準病床数	63
-------	-------	----

第 4 章 地域医療構想

第 1 節	地域医療構想について	71
第 2 節	将来の医療需要と病床数の必要量の見込み	72
第 3 節	病床の機能分化・連携の推進にあたっての現状と課題	80
第 4 節	病床の機能分化・連携を推進するための施策の方向	87

第5章 在宅医療

第1節	在宅医療の特性	95
第2節	在宅医療の現状と課題	97
第3節	在宅医療の施策の方向	107

第6章 5 疾病 4 事業の医療体制

第1節	がん	117
第2節	脳卒中等の脳血管疾患	131
第3節	心筋梗塞等の心血管疾患	143
第4節	糖尿病	155
第5節	精神疾患	168
第6節	救急医療	188
第7節	災害医療	200
第8節	周産期医療	212
第9節	小児医療	231

第7章 その他の医療体制

第1節	高齢者医療	249
第2節	医療安全対策	256
第3節	感染症対策	261
第4節	臓器移植対策	273
第5節	骨髄移植対策	277
第6節	難病対策	281
第7節	アレルギー疾患対策	288
第8節	歯科医療対策	294
第9節	薬事対策	299
第10節	血液の確保対策	304

第8章 保健医療従事者の確保と資質の向上

第1節	医師	309
第2節	歯科医師	314
第3節	薬剤師	316
第4節	看護職員（保健師・助産師・看護師（准看護師を含む））	318
第5節	診療放射線技師	325
第6節	管理栄養士・栄養士	327
第7節	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・視能訓練士	329
第8節	歯科衛生士・歯科技工士	332
第9節	福祉・介護サービス従事者	334
第10節	その他の保健医療従事者	338

第9章 二次医療圏における医療体制

第1節	豊能二次医療圏	345
第2節	三島二次医療圏	360
第3節	北河内二次医療圏	375
第4節	中河内二次医療圏	391
第5節	南河内二次医療圏	405
第6節	堺市二次医療圏	421
第7節	泉州二次医療圏	436
第8節	大阪市二次医療圏	453

参考資料

第7次大阪府医療計画【概要】	472
----------------	-----

第7章

その他の医療体制

- 第1節 高齢者医療
- 第2節 医療安全対策
- 第3節 感染症対策
- 第4節 臓器移植対策
- 第5節 骨髄移植対策
- 第6節 難病対策
- 第7節 アレルギー疾患対策
- 第8節 歯科医療対策
- 第9節 薬事対策
- 第10節 血液の確保対策

第7節 アレルギー疾患対策

1. アレルギー疾患について

○アレルギーは、原因物質である「アレルゲン」と呼ばれる通常、無害な物質に対して過剰反応を生じさせる免疫系の機能不全の1種です。「アレルゲン」には、花粉やほこり（ハウスダスト）、食物等、身近にある様々な物質がなりうる可能性があります。

○現在、我が国では、国民の2人に1人が気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギー等のアレルギー疾患に罹患していると言われており、患者数は近年、増加傾向にあります。

○アレルギー疾患対策を総合的に行うため、平成27年12月25日に「アレルギー疾患対策基本法」が施行され、平成29年3月21日には、「アレルギー疾患対策の推進に関する基本指針」が制定されました。

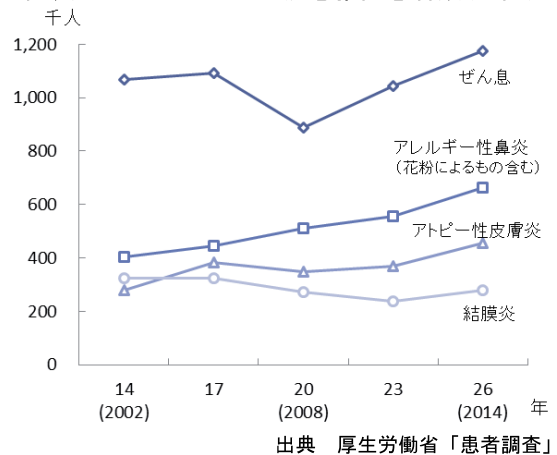
2. アレルギー疾患対策の現状と課題

- ◆府民の多くが何らかのアレルギー疾患に罹患しているものと推測されています。
- ◆アレルギー疾患は、正しい知識を持ち、適切な対応をすることで上手にコントロールすることが可能であるため、正しい知識の普及啓発が重要となります。
- ◆居住する地域に関わらず適切な治療と支援を受けることができるよう医療体制の整備が必要です。

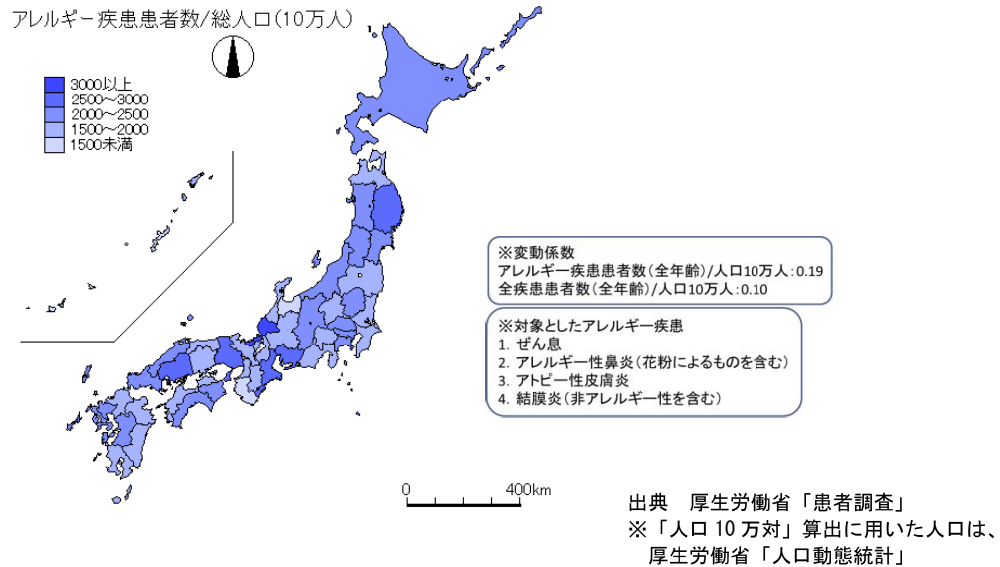
（1）アレルギー疾患の罹患状況

○近年、喘息、アレルギー性鼻炎、アレルギー性皮膚炎の推計患者数は、全国的にみて増加傾向にあり、大阪府内のアレルギー疾患患者数は、人口10万対1,500～1,999と推計されています。

図表 7-7-1 アレルギー疾患推計患者数(全国)



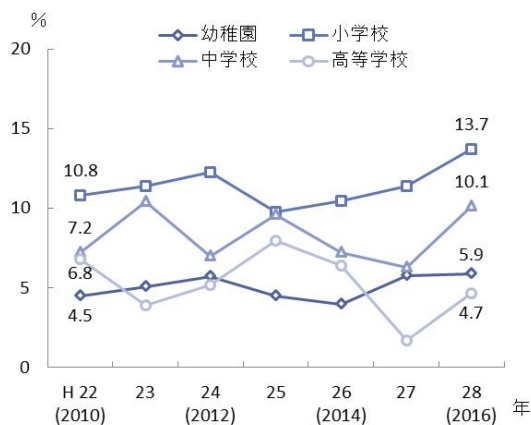
図表 7-7-2 都道府県別アレルギー疾患患者数



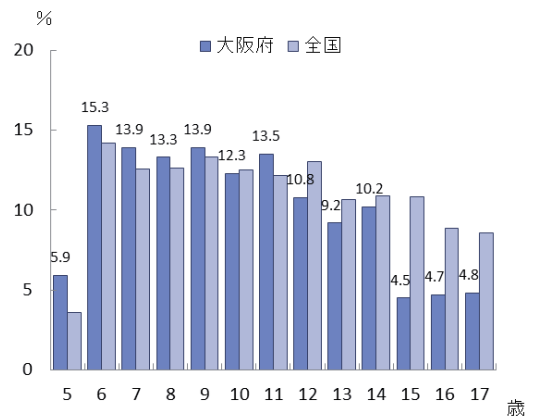
【児童・生徒】

○府内の児童・生徒のうち「アレルギー性鼻炎」をはじめとする鼻・副鼻腔疾患の症状を示す者の割合は、幼稚園 5.9%、小学校 13.7%、中学校 10.1%、高等学校 4.7%となっており、幼稚園及び小学校では平成18年度以降過去最高となっています。

図表 7-7-3 鼻・副鼻腔疾患の症状を示す者の割合



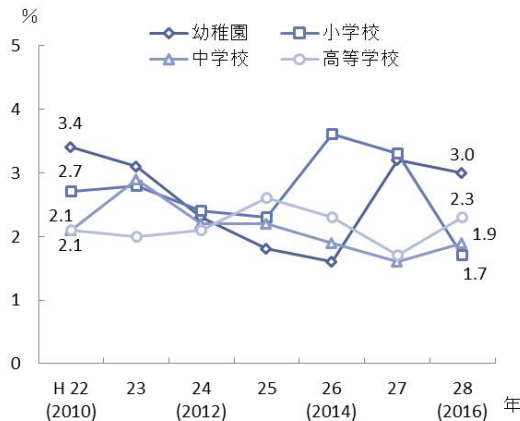
図表 7-7-4 年齢別にみた鼻・副鼻腔疾患の症状を示す者の割合(平成28年度)



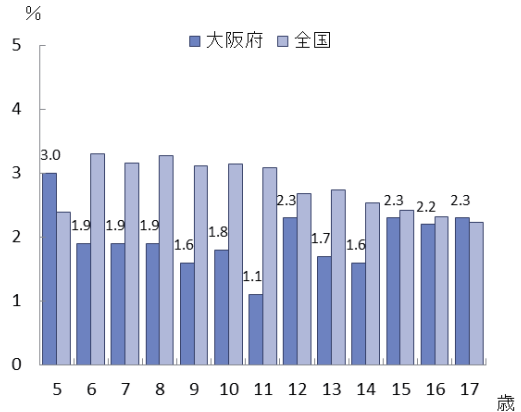
出典 大阪府「大阪の学校保健統計調査報告書(確報)」

○府内の児童・生徒のうち「アトピー性皮膚炎」の症状を示す者の割合は、幼稚園 3.0%、小学校 1.7%、中学校 1.9%、高等学校 2.3%となっており、全国と比較すると、5歳及び17歳を除く全ての年齢で全国を下回っています。

図表 7-7-5 アトピー性皮膚炎の症状を示す者の割合



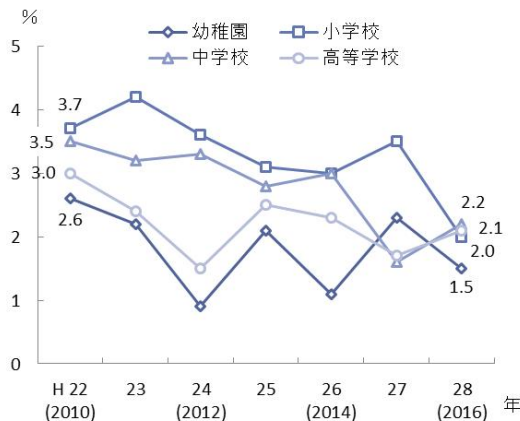
図表 7-7-6 年齢別にみたアトピー性皮膚炎の症状を示す者の割合(平成 28 年度)



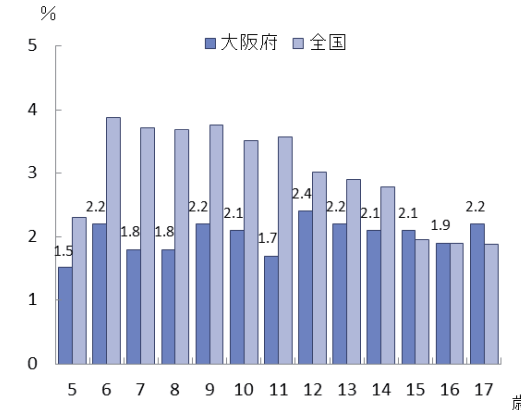
出典 大阪府「大阪の学校保健統計調査報告書(確報)」

○府内の児童・生徒のうち「喘息」の症状を示す者の割合は、幼稚園 1.5%、小学校 2.0%、中学校 2.2%、高等学校 2.1%となっており、全国と比較すると、15 歳から 17 歳を除く全ての年齢で全国を下回っています。

図表 7-7-7 ぜん息の症状を示す者の割合



図表 7-7-8 年齢別にみたぜん息の症状を示す者の割合(平成 28 年度)



出典 大阪府「大阪の学校保健統計調査報告書(確報)」

(2) 正しい知識の情報提供及び普及啓発

○アレルギー疾患は、症状が多様なうえ、治療方法も様々なことから、民間療法も含めて膨大な情報が氾濫しています。中には健康に悪影響を及ぼす情報もあり、適切な治療の開始が遅れた結果、症状が悪化してしまうケースも見受けられます。

○また、災害時においては、長期にわたり、日常と異なる生活環境(避難所等)で生活することになるため、適切に自己管理を行う等、アレルギー症状の悪化に対し、注意が必要です。

○アレルギー症状の悪化や食物アレルギーによるアナフィラキシーの発生等を予防するための府民に対する情報提供体制の整備を行うとともに、最新の医学的な知見を踏まえた正しい知識の普及啓発が重要です。

○保育施設、学校等において、食物アレルギーをはじめとするアレルギー症状に対して適切な対応ができるよう、また、食事提供の際には、必要最小限の除去食となるよう、管理者や教職員への正しい情報の普及啓発が必要です。

(3) アレルギー疾患にかかる医療体制

○国は、平成28年7月に「都道府県におけるアレルギー疾患の医療体制の整備について」を提示し、全国的な拠点病院と都道府県の拠点病院、地域の医療機関やかかりつけ医による連携体制を整備することとしたため、府においても、患者が居住する地域に関わらず適切な医療を受けることができるよう体制整備が必要です。

○アレルギー疾患患者が症状に応じた適切な治療や自己管理方法に関する指導を受けるためには、先進的な研究や治療方法を行う専門病院と地域の医療機関との連携が重要です。

○アレルギー疾患の治療やケアを行うためには、医師をはじめ看護師や栄養士等の医療従事者の人材育成及び資質の向上が重要です。

3. アレルギー疾患対策の施策の方向

【目標】

- ◆アレルギーに理解をもった府民の増加
- ◆患者の支援に関わる者の資質の向上
- ◆アレルギー疾患にかかる医療体制の確保

(1) アレルギー疾患に関する正しい知識の普及

○正しい知識の情報提供及び普及啓発に努めます。

【計画中間年（2020年度）までの取組】

- ・アレルギー疾患に関する総合的な情報ページの開設や府民向けの講演会を設置予定の拠点病院や関係団体と連携して実施する等正しい知識の普及啓発に努めます。また講演会は、年1回以上実施し、参加者数が毎年200人以上になることをめざします。

【計画最終年（2023年度）までの取組】

- ・中間年までに実施した事業の効果検証を行い、さらなる情報提供体制の充実の推進を図ります。

○患者の支援や教育に関わる者の資質の向上に努めます。

【計画中間年（2020年度）までの取組】

- ・学校や保育所等の管理者や教職員を対象とし、食物アレルギーをはじめとするアレルギー症状に対して適切な対応ができるよう、設置予定の拠点病院や関係機関と連携して実践的な研修機会の確保に努めます。
- ・市町村が行うアレルギーに関する研修会に対して設置予定の拠点病院や関係機関と連携して技術的助言を行う等の支援を行います。
- ・国等が行うアレルギーに関する研修会等に府職員や拠点病院の医療従事者等を派遣する等、アレルギー疾患に関する一般的な相談等に対応できる人材の育成に努めます。

【計画最終年（2023年度）までの取組】

- ・中間年までに実施した事業の効果検証を行い、さらなる資質向上の施策の推進を図ります。

（2）アレルギー疾患医療体制の整備

○アレルギー疾患患者が居住する地域に関わらず円滑に専門的な医療を受けることができるよう医療体制の整備に努めます。

【計画中間年（2020年度）までの取組】

- ・アレルギー疾患医療の拠点となる病院を選定し、地域医療の確保と診療連携体制を順次、整備します。
- ・選定した拠点病院を中心として「大阪府アレルギー疾患医療連絡協議会」を設立し、アレルギー疾患に関する普及啓発や人材育成等総合的なアレルギー疾患対策の進に努めます。
- ・拠点病院や関係機関と連携し、医療従事者向けの研修を行い人材の育成を図ります。
- ・拠点病院と連携し医療機関等へ最新の診療ガイドラインに基づく標準的な治療方法に関する情報の普及に努めます。

【計画最終年（2023年度）までの取組】

- ・中間年までに実施した事業の効果検証を行い、さらなる医療体制の整備を図ります。

施策・指標マップ

正しい知識の普及 アレルギー疾患に 関する アレルギー疾患医療 提供体制の整備	A 個別施策		B 目標(体制整備・医療サービス)	
	番号		番号	
	1	正しい知識の情報提供及び普及啓発(府民向け講演会の開催等)	1	アレルギー疾患に理解をもった府民の数の増加
			指標	府民向け講演会参加者の理解度
	2	患者支援者や教職員等向け研修会の開催等	2	患者の支援や教育に携わる者の資質向上
			指標	患者支援者や教職員等向け研修会参加者の理解度
	3	拠点病院の指定と拠点病院との連携による相談支援体制の整備	3	アレルギー疾患医療提供体制の確保
			指標	拠点病院の指定数

目標値一覧

分類 B:目標	指 標	対象年齢	現 状		目 標 値	
			値	出典	2020 年度 (中間年)	2023 年度 (最終年)
B	府民向け講演会参加者の理解度	—	99.3% (平成 29 年度)	大阪府「地域保健課調べ」	90%以上	90%以上
B	患者支援者や教職員等向け研修会参加者の理解度	—	新規 (平成 30 年度 把握予定)	大阪府「地域保健課調べ」	80%	80%
B	拠点病院の指定数	—	0 か所 (平成 29 年度)	大阪府「地域保健課調べ」	1～2 か所	1～2 か所